

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法[※]）」が、令和5年5月26日に施行された。

本法の施行により、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなる。

※盛土規制法は、国土交通省と農林水産省による共管法

1 背景

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したほか、全国各地で盛土等の崩落による被害が発生している。

宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とする各法律により開発を規制しているが、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在する。

2 法律の概要

(1) スキマのない規制

- ア 知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- イ 宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象とする 等

(2) 盛土等の安全性の確保

- ア 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- イ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 - ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施 等

(3) 責任の所在の明確化

- ア 盛土等が行われた土地について、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- イ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

(4) 実効性のある罰則の措置

- ア 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等

※最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

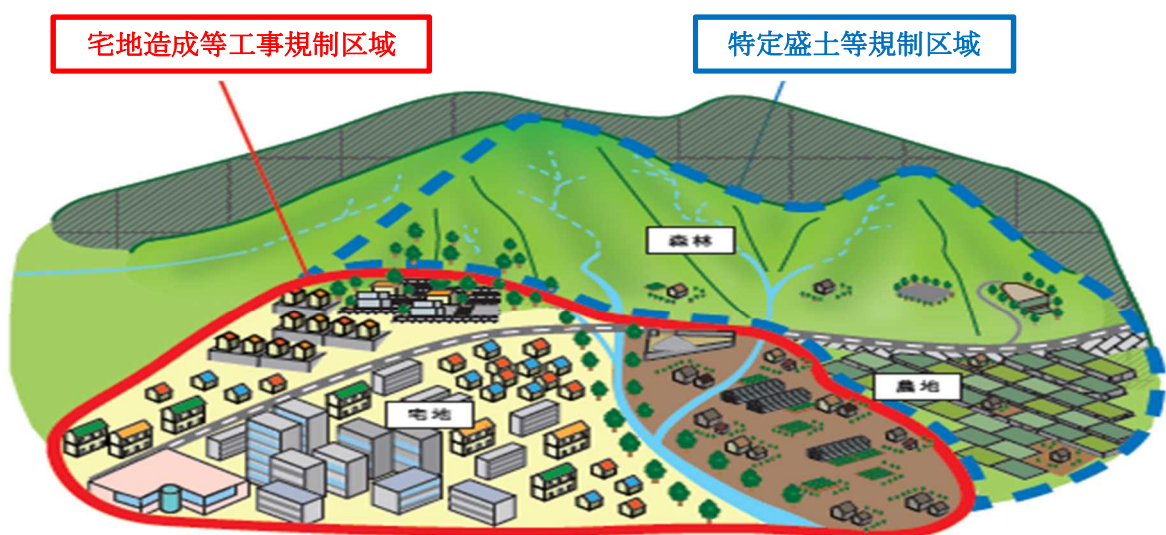
3 取組状況

- (1) 令和4年6月に、庁内関係課で構成するクロス・ファンクショナル・チームを設置し、①盛土規制法における規制区域の指定、②許可事務の執行体制、③県と市町村の連携の方向性等について検討している。
- (2) 盛土規制法に基づく盛土等の災害防止の実効性を高めていくためには、市町村との連携が必要と考え、市町村説明会の開催・個別訪問を行い、制度の概要や具体的な規制区域の検討状況を説明し、円滑な運用について協力依頼している。

4 規制区域の指定

県では、県内全域（盛岡市を除く）を対象に、新たに「宅地造成等工事規制区域（以下、「宅造区域」という。）」、「特定盛土等規制区域（以下、「特盛区域」という。）」を指定するための基礎調査を外部委託して実施している。

<規制区域のイメージ図>



※規制区域…盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域（エリア）

※基礎調査…規制区域の指定のために必要な、地域の地形・地質等に関する調査

- (1) 宅造区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定
- (2) 特盛区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定